

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	未水洗化世帯管理リスト
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部下水道課工務係
個人情報ファイルの利用目的	未水洗化世帯に対する水洗化促進のための管理に利用する。
記録項目	世帯数、人数、氏名、住所、行政区名、世帯主名、続柄、水洗化、供用区域、水道番号
記録範囲	未水洗化世帯
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	1,000人以上
備考	

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	受益者負担金システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部下水道課業務係
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金の賦課徴収状況及び減免・徴収猶予地の管理状況の把握のために利用する。
記録項目	個人識別符号、氏名、郵便番号、住所、収納状況、口座情報、地籍、負担金額、減免金額、徴収猶予金額、報奨金
記録範囲	公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者（ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは質貸借による権利の目的となっている土地についてはそれぞれ地上権者、質権者、使用借主又は質借人）
記録情報の収集方法	賦課対象区域の調査、申告書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	1,000人以上
備考	

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	多摩水道料金等ネットワークシステム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部下水道課業務係
個人情報ファイルの利用目的	下水道開始中止等の登録作業、下水道使用料金減免に係る使用量の確認、大口利用者の把握のために利用する。
記録項目	個人識別符号、氏名、住所、下水道に係る開始・中止等、減免等の下水道使用データ、下水道料金
記録範囲	下水道を使用する個人・法人
記録情報の収集方法	排水設備関連書類を指定工事店が提出、下水道を使用する個人・法人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	1,000人以上
備考	